第102期決算公告

平成19年6月23日

福島県郡山市中町19番1号
株式会社　大東銀行
取締役社長　能勢　秀幸

貸借対照表（平成19年3月31日現在）

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		**(負債の部)**	
現金預け金	**62,930**	**預金**	**603,618**
現金	14,081	当座預金	12,276
預け金	48,848	普通預金	196,928
金銭の信託	**2,685**	貯蓄預金	5,981
有価証券	**134,407**	通知預金	3,513
国債	34,778	定期預金	375,586
地方債	2,607	定期積金	7,487
社債	49,263	その他の預金	1,844
株式	19,620	**コールマネー**	**112**
その他の証券	28,137	**借用金**	**2,060**
貸出金	**432,465**	借入金	2,060
割引手形	4,826	**新株予約権付社債**	**2,625**
手形貸付	37,863	**その他負債**	**2,609**
証書貸付	367,012	未決済為替借	223
当座貸越	22,763	未払法人税等	54
外国為替	**141**	未払費用	1,477
外国他店預け	141	前受収益	480
その他資産	**2,460**	従業員預り金	26
未決済為替貸	338	給付補てん備金	3
前払費用	8	金融派生商品	0
未収収益	1,031	その他の負債	343
金融派生商品	0	**賞与引当金**	**181**
その他の資産	1,081	**退職給付引当金**	**3,301**
有形固定資産	**14,344**	**再評価に係る繰延税金負債**	**1,967**
建物	3,035	**支払承諾**	**1,820**
土地	10,150	**負債の部合計**	**618,296**
その他の有形固定資産	1,158	**(純資産の部)**	
無形固定資産	**871**	**資本金**	**14,443**
ソフトウェア	722	**資本剰余金**	**994**
その他の無形固定資産	148	資本準備金	994
繰延税金資産	**1,916**	**利益剰余金**	**8,361**
支払承諾見返	**1,820**	利益準備金	60
貸倒引当金	**△ 8,163**	その他利益剰余金	8,301
		別途積立金	3,500
		繰越利益剰余金	4,801
		自己株式	**△ 37**
		株主資本合計	**23,762**
		その他有価証券評価差額金	**1,923**
		土地再評価差額金	**1,897**
		評価・換算差額等合計	**3,821**
		純資産の部合計	**27,583**
資産の部合計	**645,880**	**負債及び純資産の部合計**	**645,880**

(注) 1.　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.　商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3.　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4.　金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。

5.　デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

6.　有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　５年～50 年

動　産　　３年～20 年

7.　無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（５年）に基づいて償却しております。

8.　株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

9.　外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10.　貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は19,274百万円であります。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌期から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,491百万円）については、７年による按分額を費用処理しております。

13. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

14. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

15. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

16. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は、当期の費用に計上しております。

17. 取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額246百万円

18.　関係会社の株式総額　496百万円
19.　関係会社に対する金銭債権総額　4,022百万円
20.　関係会社に対する金銭債務総額　1,116百万円
21.　有形固定資産の減価償却累計額　10,777百万円
22.　有形固定資産の圧縮記帳額　1,317百万円
23.　貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、事務機器及び車両の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
24.　貸出金のうち、破綻先債権額は1,771百万円、延滞債権額は21,096百万円であります。
　なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。
　また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
25.　貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は90百万円であります。
　なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
26.　貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,362百万円であります。
　なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
27.　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は28,320百万円であります。
　なお、24．から27．に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
28.　貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の期末残高の総額は、13,090百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を、6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。
29.　手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,826百万円であります。

30.　担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	11,425百万円
その他資産	4百万円
現金預け金	1百万円

担保資産に対応する債務

預金	475百万円
コールマネー	112百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,439百万円を差し入れております。

また、その他の資産のうち敷金は112百万円、保証金は48百万円であります。

31.　土地の再評価に関する法律（平成10年３月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成10年３月31日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年３月31日公布政令第119号）第2条第1号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和44年法律第49号)第6条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第3号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和25年法律第226号)第341条第10号の土地課税台帳又は同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当期末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 5,254百万円

32.　借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

33.　新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。

34.　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は2,536百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第38号平成19年４月17日）により改正され、平成18年４月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から相殺しております。

これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ2,536百万円減少しております。

35.　１株当たりの純資産額　224円84銭

36.　銀行法第 18 条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。

剰余金の配当をする場合には、会社法第 445 条第４項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に５分の１を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当期における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、30 百万円であります。

37.　有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、貸借対照表の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。以下40.　まで同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国　債	4,999	5,043	44	44	－
社　債	5,582	5,595	13	18	4
その他	11,501	11,214	△ 287	54	342
合　計	22,083	21,854	△ 229	117	346

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株　式	13,981	18,484	4,503	5,071	568
債　券	74,643	73,532	△ 1,110	139	1,250
国　債	30,642	29,779	△ 862	20	883
地方債	2,618	2,607	△ 11	1	12
社　債	41,382	41,145	△ 237	116	353
その他	15,781	16,177	395	743	347
合　計	104,406	108,194	3,787	5,954	2,166

なお、上記の評価差額から繰延税金負債1,869百万円を差し引いた額 1,918百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当期の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当期における減損処理額は、216百万円（うち株式216百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、個々の銘柄の有価証券について事業年度末日における時価が取得原価に比べて50％程度以上下落した場合、また、下落率が30％以上50％未満の銘柄については、過去１年以

上連続して下落率が30%以上で推移した場合で発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

38.　当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売　却　額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	29,856	299	819

39.　時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
子会社・子法人等株式	496
その他有価証券	
非上場株式	639
非上場社債	2,536
出資証券	458

40.　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
債　券	10,218	36,184	21,795	18,450
国　債	4,007	4,684	10,795	15,291
地方債	―	2,607	―	―
社　債	6,211	28,892	11,000	3,159
その他	59	675	7,907	14,303
合　計	10,278	36,860	29,703	32,754

41.　金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	2,685	2,685	―	―	―

42.　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、28,153百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが27,735百万円あります。

　なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、

融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

43.　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	4,349 百万円
退職給付引当金損金算入限度超過額	1,310
減価償却費損金算入限度超過額	164
有価証券償却	935
税務上の繰越欠損金	3,728
その他	1,691
繰延税金資産小計	12,180
評価性引当額	△　8,390
繰延税金資産合計	3,789
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△　1,873
繰延税金負債合計	△　1,873
繰延税金資産の純額	1,916 百万円

44.　「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月９日）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月９日）が会社法施行日以後終了する事業年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年４月28日）により改正され、平成18年４月１日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当期から以下のとおり表示を変更しております。

(1)　「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等に区分のうえ、表示しております。

　なお、当期末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は「純資産の部」の金額と同額であります。

(2)　「利益剰余金」に内訳表示していた「任意積立金」及び「当期未処分利益」は、「その他利益剰余金」の「別途積立金」及び「繰越利益剰余金」として表示しております。

(3)　「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(4)　「動産不動産」は、「有形固定資産」、「無形固定資産」又は「その他資産」に区分して表示しております。

① 「動産不動産」中の「土地建物動産」は、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」に区分表示しております。
② 「動産不動産」中の「保証金権利金」のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」として、保証金は、「その他資産」中の「その他の資産」として表示しております。
③ 「その他資産」中の「その他の資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

45. 「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年２月21日）及び「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年２月21日）が平成17年12月27日付及び平成18年８月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当期から同会計基準及び適用指針を適用しております。なお、これによる貸借対照表等に与える影響はありません。

46. 国内基準による単体自己資本比率　9.01%

損益計算書 （平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで）

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		**16,427**
資金運用収益	**12,466**	
貸出金利息	10,334	
有価証券利息配当金	1,965	
コールローン利息	34	
買現先利息	36	
預け金利息	95	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**3,280**	
受入為替手数料	960	
その他の役務収益	2,319	
その他業務収益	**160**	
外国為替売買益	79	
商品有価証券売買益	33	
国債等債券売却益	21	
その他の業務収益	26	
その他経常収益	**520**	
株式等売却益	278	
その他の経常収益	241	
経常費用		**13,415**
資金調達費用	**891**	
預金利息	825	
コールマネー利息	6	
借用金利息	59	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**999**	
支払為替手数料	189	
その他の役務費用	810	
その他業務費用	**881**	
国債等債券売却損	742	
その他の業務費用	139	
営業経費	**9,157**	
その他経常費用	**1,485**	
貸出金償却	916	
株式等売却損	77	
株式等償却	217	
その他の経常費用	273	
経常利益		**3,012**
特別利益		**1,701**
貸倒引当金戻入益	1,488	
償却債権取立益	213	
特別損失		**22**
固定資産処分損	22	
税引前当期純利益		**4,691**
法人税、住民税及び事業税		**22**
過年度法人税、住民税及び事業税		**△ 12**
法人税等調整額		**839**
当期純利益		**3,842**

(注) 1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 関係会社との取引による収益
資金運用取引に係る収益総額 101百万円
役務取引等に係る収益総額 26百万円
その他業務・その他経常取引に係る収益総額 3百万円

関係会社との取引による費用
資金調達取引に係る費用総額　0百万円
役務取引等に係る費用総額　108百万円
その他の取引に係る費用総額　226百万円

3．１株当たり当期純利益金額　31円78銭
4．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額　30円10銭
5．関連当事者との取引は以下のとおりであります。

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	期末残高（百万円）
子会社	㈱大東リース	85.30%	当行住宅ローン等の債務保証	貸出金の被保証	25,896

連結財務諸表の作成方針

1．　連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等　　２社

株式会社大東クレジットサービス

株式会社大東リース

当連結会計年度において、当行の連結される子会社及び子法人等である大東信用保証株式会社及び株式会社大東リースは、大東信用保証株式会社を存続会社、株式会社大東リースを消滅会社として合併し、新会社の社名を株式会社大東リースとしております。

(2) 非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

2．　持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

(2) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等

該当ありません。

3．　連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の決算日と連結決算日は一致しております。

4．　連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価に関する事項

連結される子会社及び子法人等の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

連結貸借対照表（平成19年３月31日現在）

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	62,930	預金	602,502
金銭の信託	2,685	コールマネー及び売渡手形	112
有価証券	134,097	借用金	2,274
貸出金	430,966	新株予約権付社債	2,625
外国為替	141	その他負債	3,611
その他資産	3,603	賞与引当金	187
有形固定資産	16,460	退職給付引当金	3,307
建物	3,131	利息返還損失引当金	26
土地	10,295	繰延税金負債	7
その他の有形固定資産	3,032	再評価に係る繰延税金負債	1,967
無形固定資産	1,055	支払承諾	14,972
ソフトウェア	730	負債の部合計	631,595
その他の無形固定資産	324	(純資産の部)	
繰延税金資産	2,207	資本金	14,443
支払承諾見返	14,972	資本剰余金	1,008
貸倒引当金	△ 9,214	利益剰余金	8,910
		自己株式	△ 240
		株主資本合計	24,121
		その他有価証券評価差額金	1,990
		土地再評価差額金	1,897
		評価・換算差額等合計	3,887
		少数株主持分	301
		純資産の部合計	28,310
資産の部合計	659,906	負債及び純資産の部合計	659,906

(注) 1.　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2.　商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3.　有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4.　金銭の信託は、貸出債権流動化に伴い、現金準備金として信託しているものであります。

5.　デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

6.　当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年４月１日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建　物　　５年～50 年

動　産　　３年～20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定額法により償却しております。

7.　無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として５年）に基づいて償却しております。

8.　株式交付費及び社債発行費は支出時に全額費用として処理しております。

9.　当行の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

連結される子会社及び子法人等は外貨建資産・負債を保有しておりません。

10.　当行の貸倒引当金は、あらかじめ定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を

実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 19,274 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(12年）による定額法により費用処理
数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（12年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理

なお、会計基準変更時差異（1,491 百万円）については、７年による按分額を費用処理しております。

13. 利息返還損失引当金は、連結される子法人等が利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、返還見込額を合理的に見積もり計上しております。

利息返還損失引当金は、「消費者金融会社等の利息返還請求による損失に係る引当金の計上に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会平成18年10月13日業種別委員会報告第37号）が公表されたことに伴うものであり、当連結会計年度において26百万円計上しております。

14. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

15. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）

期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。

16．当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

17．当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

18．当行の取締役及び監査役との間の取引による取締役及び監査役に対する金銭債権総額246百万円

19．有形固定資産の減価償却累計額17,179百万円

20．有形固定資産の圧縮記帳額1,317百万円

21．連結貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機、事務機器及び車両の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

22．貸出金のうち、破綻先債権額は1,864百万円、延滞債権額は21,726百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第１項第３号のイからホまでに掲げる事由又は同項第４号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23．貸出金のうち、３カ月以上延滞債権額は90百万円であります。

なお、３カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から３月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24．貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は5,409百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び３カ月以上

延滞債権に該当しないものであります。

25.　破綻先債権額、延滞債権額、３カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は29,091百万円であります。

なお、22. から25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26.　貸出債権流動化により、会計上売却処理した貸出金の元本の連結会計年度末残高の総額は、13,090百万円であります。なお、当行は、貸出債権の劣後受益権を、6,048百万円継続保有し貸出金に計上しております。

27.　手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は4,826百万円であります。

28.　担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	11,425百万円
その他資産	4百万円
現金預け金	1百万円

担保資産に対応する債務

預金	475百万円
コールマネー及び売渡手形	112百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券14,439百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち敷金は 112 百万円、保証金は 48 百万円であります。

29.　土地の再評価に関する法律（平成 10 年３月 31 日公布法律第 34 号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日　　平成 10 年３月 31 日

同法律第３条第３項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号）第 2 条第 1 号に定める当該事業用土地の近隣の地価公示法(昭和 44 年法律第 49 号)第 6 条に規定する標準地について同条の規定により公示された価格、及び第 3 号に定める当該事業用土地について地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 341 条第 10 号の土地課税台帳又は同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正、近隣売買事例による補正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額が当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額　5,254百万円

30.　借用金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 2,060 百万円が含まれております。

31.　新株予約権付社債は、劣後特約付新株予約権付社債であります。

32.　「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（証券取引法第 2 条第 3 項）による社債に対する保証債務の額は 2,536 百万円であります。

　なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」（昭和 57 年大蔵省令第 10 号）別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第 38 号平成 19 年４月 17 日）により改正され、平成 18 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から相殺しております。

　これにより、従来の方法に比べ支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ 2,536 百万円減少しております。

33.　１株当たりの純資産額 229 円 66 銭

34.　有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、連結貸借対照表上の「有価証券」勘定以外で表示されているものは含まれておりません。以下37. まで同様であります。

　満期保有目的の債券で時価のあるもの

	連結貸借対照表計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
国　債	4,999	5,043	44	44	―
社　債	5,582	5,595	13	18	4
その他	11,502	11,214	△287	54	342
合　計	22,083	21,854	△229	117	346

　その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価（百万円）	連結貸借対照表計上額（百万円）	評価差額（百万円）	うち益（百万円）	うち損（百万円）
株　式	14,015	18,670	4,654	5,223	568
債　券	74,643	73,532	△1,110	139	1,250
国　債	30,642	29,779	△　862	20	883
地方債	2,618	2,607	△　11	1	12
社　債	41,382	41,145	△　237	116	353
その他	15,781	16,177	395	743	347
合　計	104,439	108,379	3,939	6,106	2,166

　なお、上記の評価差額から繰延税金負債1,930百万円を差し引いた額2,009百万円のうち少数株主持分相当額24百万円を控除した額1,984百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

　その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認め

られないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は、216百万円（うち株式216百万円）であります。時価が「著しく下落した」と判断する基準は、個々の銘柄の有価証券について連結会計年度末日における時価が取得原価に比べて50％以上下落した場合、また、下落率が30％以上50％未満の銘柄については、過去１年以上連続して下落率が30％以上で推移した場合で発行会社の業績の推移などを考慮の上、時価の回復可能性がないと判断された場合であります。

35.　当連結会計年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

	売　却　額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
その他有価証券	29,856	299	819

36.　時価のない有価証券のうち、主なものの内容と連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額(百万円)
その他有価証券	
非上場株式	640
非上場社債	2,536
出資証券	458

37.　その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	１年以内 (百万円)	１年超５年以内 (百万円)	５年超 10 年以内 (百万円)	１０年超 (百万円)
債　券	10,218	36,184	21,795	18,450
国　債	4,007	4,684	10,795	15,291
地方債	－	2,607	－	－
社　債	6,211	28,892	11,000	3,159
その他	59	675	7,907	14,303
合　計	10,278	36,860	29,703	32,754

38.　金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	評価差額 (百万円)	うち益 (百万円)	うち損 (百万円)
その他の金銭の信託	2,685	2,685	－	－	－

39.　当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、37,347百万円であります。このうち原契約期間が１年以内のもの（又は任意の時期に無条件で取消可能なもの）が36,929百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的にあらかじめ定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40.　当連結会計年度末の退職給付債務等は以下のとおりであります。

退職給付債務	△5,965百万円
年金資産（時価）	2,826
未積立退職給付債務	△3,138
会計基準変更時差異の未処理額	－
未認識数理計算上の差異	1,328
未認識過去勤務債務（債務の減額）	△1,496
連結貸借対照表計上額の純額	△3,307
前払年金費用	－
退職給付引当金	△3,307

41.「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準第5号平成17年12月9日）および「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準適用指針第8号平成17年12月9日）が会社法施行日以後終了する連結会計年度から適用されることになったこと等から、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）別紙様式が「無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第60号平成18年4月28日）により改正され、平成18年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から以下のとおり表示を変更しております。

(1)「資本の部」は「純資産の部」とし、株主資本、評価・換算差額等および少数株主持分に区分のうえ、表示しております。

なお、当連結会計年度末における従来の「資本の部」の合計に相当する金額は28,009百万円であります。

(2)「株式等評価差額金」は、「その他有価証券評価差額金」として表示しております。

(3)　負債の部の次に表示していた「少数株主持分」は、純資産の部に表示しております。

(4)「動産不動産」については、「有形固定資産」、「無形固定資産」または「その他資産」に区分して表示しております。

①これにより、従来の「動産不動産」中の「建物土地動産」については、「有形固定資産」中の「建物」「土地」「その他の有形固定資産」として表示しております。

また、「動産不動産」中の保証金権利金のうち権利金は、「無形固定資産」中の「その他の無形固定資産」に、保証金は、「その他資産」として表示しております。

②「その他資産」に含めて表示していたソフトウェアは、「無形固定資産」中の「ソフトウェア」として表示しております。

42.　「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第20号平成18年9月8日）が公表日以後終了する連結会計年度に係る連結計算書類から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同実務対応報告を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。

43.　「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準」（企業会計基準第1号平成14年2月21日）および「自己株式及び準備金の額の減少等に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第2号平成14年2月21日）が平成17年12月27日付および平成18年8月11日付で一部改正され、会社法の定めが適用される処理に関して適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準および適用指針を適用しております。なお、これによる連結貸借対照表等に与える影響はありません。

44.　「企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成15年10月31日）、「事業分離等に関する会計基準」　（企業会計基準第7号平成17年12月27日）および「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号平成17年12月27日）が平成18年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から各会計基準および同適用指針を適用しております。当連結会計年度における企業結合等に関する事項は次のとおりであります。

(1)結合当事企業及び事業の内容

①結合企業

名称　　大東信用保証株式会社

事業の内容　信用保証業

②被結合企業

名称　　株式会社大東リース

事業の内容　リース業

(2)企業結合の法的形式

大東信用保証株式会社を存続会社、株式会社大東リースを消滅会社とする吸収合併

(3)結合後企業の名称

株式会社大東リース

(4)取引の目的を含む取引の概要

当行グループ全体の経営資源の有効活用、経営の効率化を図り経営基盤の強化を図ることを目的としたものです。

(5)実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」における共通支配下の取引等の会計処理によっております。なお、吸収合併消滅会社である株式会社大東リースに係る当行の持分の増加額と、吸収合併存続会社である大東信用保証株式会社に係る当行の持分の減少額との間に生ずる差額を、持分変動利益として特別利益に計上しております。

45. 国内基準による連結自己資本比率　9.15%

連結損益計算書 （平成18年４月１日から 平成19年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
経常収益		**17,946**
資金運用収益	**12,733**	
貸出金利息	10,601	
有価証券利息配当金	1,964	
コールローン利息及び買入手形利息	34	
買現先利息	36	
預け金利息	95	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	**3,587**	
その他業務収益	**1,103**	
その他経常収益	**522**	
経常費用		**14,735**
資金調達費用	**892**	
預金利息	824	
コールマネー利息及び売渡手形利息	6	
借用金利息	61	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	**907**	
その他業務費用	**1,851**	
営業経費	**9,422**	
その他経常費用	**1,661**	
その他の経常費用	1,661	
経常利益		**3,211**
特別利益		**1,688**
固定資産処分益	0	
貸倒引当金戻入益	1,351	
償却債権取立益	214	
持分変動利益	122	
特別損失		**27**
固定資産処分損	27	
税金等調整前当期純利益		**4,872**
法人税、住民税及び事業税		**108**
過年度法人税、住民税及び事業税		**△12**
法人税等調整額		**782**
少数株主利益		**28**
当期純利益		**3,965**

（注）1．記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2．１株当たり当期純利益金額32円99銭
3．潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額31円25銭
4．「その他の経常費用」には、貸出金償却1,014百万円、株式等償却217百万円及び株式等売却損77百万円を含んでおります。